

証券税制の概要

現行の証券税制の概要は、次表のとおりです。詳細については3頁以降をご覧ください。

区分		課税方式				・損益通算 ・繰越控除 (3年間)の適用 ・特定口座への 受け入れ
		利子・配当所得		譲渡所得等 (償還差益を含む)	原則として、 いずれも可能	
		源泉徴収	確定申告			
上場株式等 のグループ	上場株式等 ・上場株式、上場投資口(注) ・特定投資法人の投資口 ・上場株式投資信託の受益権 ・公募株式投資信託の受益権	20.315% [所得税および 復興特別所得税 15.315% 住民税 5%]	選択	申告不要 総合課税 申告分離課税		上場株式等の譲渡 所得等として 申告分離課税
	特定公社債等 ・特定公社債(=国債、地方債、外国 国債、外国地方債、公募公社債、上場 公社債、その他特定の公社債) ・上場公社債投資信託の受益権 ・公募公社債投資信託の受益権	20.315% [所得税および 復興特別所得税 15.315% 住民税 5%]	選択	申告不要 申告分離課税	上場株式等の譲渡 所得等として 申告分離課税	
一般株式等 のグループ	非上場株式等 ・非上場株式、非上場投資口(特 定投資法人の投資口を除く)(注) ・私募株式投資信託の受益権	少額 配当	20.42% [所得税および 復興特別所得税 20.42% 住民税 なし]	選択	申告不要(所得税 のみ。住民税は総 合課税) 総合課税	一般株式等の譲渡 所得等として 申告分離課税
		上記 以外	20.42% [所得税および 復興特別所得税 20.42% 住民税 なし]		総合課税	
	一般公社債等	特定公社債以外の公社債 ・私募公社債投資信託の受益権	20.315% [所得税および 復興特別所得税 15.315% 住民税 5%]		申告不可 (源泉分離課税)	一般株式等の譲渡 所得等として 申告分離課税
		同族会社が発行した社債でその同族 会社の同族株主等が所有するもの	15.315% [所得税および 復興特別所得税 15.315% 住民税 なし]		総合課税	一般株式等の譲渡所得 等として申告分離課税。 ただし、社債の償還 差益は雑所得として 総合課税

(注) 内国法人の大口個人株主(投資主を含む)がその内国法人から支払いを受ける上場株式(投資口を含む)の配当所得は、非上場株式等の配当所得と同様の課税方式となっています。

